事務事業	114 新宿りっぱな街路樹運動							
章	3 安全で快適な、みどりのあるまち							
大項目	04	04 うるおいのあるみどりのまちづくり						
施策 01 みどりと水の豊かなまちづくり								
	事業内容							
目的	都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を図っていきます。							
対象・手段	区道街路樹について、管理指針を策定し街路樹台帳による継続的な管理を行うともに、一部路線で区の 象・手段 り、かつ、沿道の住民等へパンフレットを配布し周知するとともに清掃等の協力が得られるよう道のサポーター制度の拡充を進めます。							

成果(事業が意図する成果)

都市の貴重なみどりである街路樹の再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。

事業成果指標											
指標名						定義				目標水準	
サポーター数					団体・個人に係わらず、路線単位、場所単 位で1団体として換算。				(平成1	19)	年度に
リルーター数			[1					(20団1	体)	の水準達成	
								(()	年度に
									()	の水準達成
								(()	年度に
									()	の水準達成
						成果の達成状況					
			単 位	平成16	6年度	平成17年度	平成18年度	平月	成19年度	備	_
	目標値1		団体		15.00	16.00	18.00		20.00	(目標値1 17年度	l) 16団体
	実績 1		団体	16.00		18.00	24.00		32.00		18団体 20団体
事	= /		%		106.67	112.50	133.33		160.00		
業	目標値2				0.00	0.00	0.00		0.00		
成果	実績 2				0.00	0.00	0.00		0.00		
指標	= /	= /			0.00	0.00	0.00		0.00		
1示	目標値3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	実績 3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	= /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
						事業の実施内容					
街路樹カレンダーの設定 平成18年度 街路樹管理指針に基づく剪定等計画策定(平成18年12月18日) 道のサポーター制度(追加6路線) 24路線 新宿グリーンシンボルロード(津の守坂通り、大日本印刷通りの工事完了)											
平	平成19年度 街路樹管理指針に基づく剪定 60路線 道のサポーター制度(追加8路線) 32路線										

部名称		みど	り土木部	課:	名称	道路課		
		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考	
	事業費	千円	0	14,262	51,453	27,449		
	人件費	千円	0	9,172	8,280	8,260		
1	事務費	千円	0	0	405	730		
タ	減価償却費等	千円	0	0	(0		
ルコ	総計 = + + -	+ 千円	0	23,434	60,138	36,439		
スト	受益者負担	千円	0	0	(0		
	純計 = -	千円	0	23,434	60,138	36,439		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	T.III	0	23,434	60,138	36,439		
	特定財源	千円	0	0	(0		
	一般財源投入率	/ %	0.00	100.00	100.00	100.00		
職員	常勤職員		0.00	1.10	1.00	1.00		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		

事業に関する検討課題

街路樹の取り組みについて、今後も引き続き区民等に周知していくとともに、国道、都道を管理する関係 各機関へ協力を求めることが必要です。 ,また、この取り組みに際して必要な落葉期の清掃等について、区民等に協力を求めていくことが必要で

す。

評	Z	達成度	達成度 3 計画通り、街路樹管理指針を推進しているほか、道のサポーター制度も、活しています。							
価事3		実施の成果	3	3 街路樹管理指針に基づき、適切な街路樹管理ができていると考えます。						
を基づ	2	効率性	3	都市の景観・うるおいを向上させるために、既存の街路樹を活用することは、ずです。今後に向けて、台帳整備、指針策定により、総合的な対応と効果の早期発達ました。						
何	2 の 1 3	行政の関与	3	区道における街路樹の維持管理は区の本来業務であるため、区が積極的に関与してい く必要があります。						
理由	段階評価	妥当性	3	街路樹管理指針を策定し、これに基づく剪定を行うことは、道路景観ひいては都市景 観を向上させることであり、妥当です。						
	です。	施策寄与度	で また							
合評	た。これでは、たりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	とともに、〕 また、過去? 剪定管理を !	道のサ7 3年間の 実現で	はBです。街路樹管理指針に基づき、街路樹の適切な維持管理ができポーターも着実に増えてきているからです。)実績による評価はBです。街路樹管理指針の策定及び目標樹形に向けきたとともに、区民に対してパンフレットや区広報で区の取り組みを解、協力が得られたからです。また、道のサポーターの活動路線も拡	B 過年度評価 18年度 B 17年度 B 16年度 B 15年度					
改革方針	シュ 路 格 た	ンボルにな また、枝事 討管理指針	る道路 業の街 の推進	第一次実施計画「57新宿りっぱな街路樹運動」に引き継ぎ、新宿の 空間を整備していきます。 路樹管理指針の推進及び道のサポーター等は、経常事業である、「街」 」や「道のサポーター制度」に位置付け、事業を継続していきます。 帚等については、日常業務の中でどのような工夫ができるか、検討し	方向性 1 現状のまま 継続					